

高知県環境審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境審議会運営規程第9条第3項の規定に基づき、高知県環境審議会(以下「審議会」という。)及び部会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴者は、会議の開催時刻までに、受付に住所及び氏名を記入したうえ、係員の指示に従い、会場に入場するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者。
- (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不必要な物品を携帯している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議事の進行を妨げるおそれがあると認められる者。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議中は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 審議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (4) 携帯電話等は、電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 一般席の傍聴人は、議長の許可なく、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- (7) 議長又は議長の命を受けた係員の指示に従うこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは退場させることができる。

2 傍聴人は会議が非公開とされた時、又は議長より退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成13年1月24日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年1月23日から施行する。(第5条の一部変更)